

## 屋敷地内に植える樹木の吉凶一口承・書承・知識一

宮内 貴久\*

### はじめに

屋敷地内に植える樹木や植物のなかに、ある特定の樹木や植物に対しての禁忌、あるいは吉凶があることは、広く知られている。

例えば、南天を植えるのが良いとか、桜を植えてはいけないなどある。それらの説明は、南天は、「難を転じる」という意味に通じるという、語呂合わせ的なものや、桜はパツと派手に咲いて、すぐにパツと散るので、家運が長続きしないのに通じるなど、樹木の持つ植物的な特徴と、そこから喚起されるイメージが結びついたものなどがある。およそ、樹木・植物の吉凶の説明は、①語呂合わせ的なもの、②樹木・植物の持つ植物的な特徴と、そこから喚起されるイメージが結びついたもの、二つが多いのではなからうか。私は、こうした知識と陰陽道の知識との比較から、民俗知識の相対性について報告したことがある<sup>1)</sup>。

こうした知識は、民俗調査報告書などでは、「俗信」という項目に分類されることが多いようである。もう少し、細かく項目について検討してみると、①衣食住の「住」、②民俗知識、③口承文芸、④俗信のおよそ四つの分野に分類され、記述されているようである。記述の仕方は、箇条書きの形式のものがほとんどである。①の衣食住の「住」に分類された場合には、「屋敷取り」という文脈で、屋敷地内に植える樹木・植物の吉凶という知識として、捉えることができ、住居観を構成する一つの要素として理解することができる。しかし、他の②③④の項目の場合、特に「俗信」と分類された場合には、様々な他の事象と並列されて記述されるため、いかなる意味を持つ事象なのか、曖昧になる傾向がある。

民俗学における「俗信」の定義、問題点については、井之口章次<sup>2)</sup>、真野俊和<sup>3)</sup>、小島博巳<sup>4)</sup>、石川純一郎<sup>5)</sup>などが指摘している。そこで、共通して指摘されているのは、「俗信」の定義が曖昧であること、「俗信」は、非体系的な断片として伝承の全領域にわたり、個々に存在していること、外来の知識も流入していること、などである。また、民俗宗教研究における、俗信研究の重要性についても指摘されている。最近では、関一敏が、民俗学における「俗信」という枠組み自体に対しての検証を行っている<sup>6)</sup>。

「俗信」は、非体系的な断片として伝承の全領域にわたり、個々に存在しているとされている。しかし、ある民俗事象が「俗信」という範疇に分類されると、その事象の持つ、あるいは語られた、民俗的コンテクストから切り離された、断片的な知識になってしまう。もしくは、分類が不可能、あきらめられた事象が、一括して②民俗知識、④俗信という項目に押し込まれ、囲い込ま

---

\*日本学術振興会特別研究員

れてしまっていたのではなかろうか。後述して行くが、同一と考えられる「知識」が、「衣食住」や「信仰」という別の大項目で扱われたり、一括して「民俗知識」という項目に分類されていることが少なからずある。

また、「俗信」に分類された知識の中には、「文字」による知識が少なからずある。例えば、陰陽道の知識は、近世を通じて、書籍や宗教者により、民間に受容され展開されていったと考えられている。こうした視点からの民俗学からの研究として、『東方朔』や『雑書』などの、近世の陰陽道書に関する、小池淳一の一連の研究が注目される<sup>7)</sup>。小池は、従来の民俗学が、「方法として自覚的に書物を利用し、さらに書物そのものの民俗的位置づけを試みようとする方向に民俗学は進展してはこなかったように考えられる。」と述べ、書物の民俗的位置づけを提唱している<sup>8)</sup>。口承文芸研究の中からも、民俗の中の「文字」についての関心が、近年高まっており、川島秀一は、「本読み」と呼ばれた人々についての論考を発表している<sup>9)</sup>。

前述したように、樹木の吉凶にも、「書物」の中にある陰陽道的知識がある。そこで、本稿では、屋敷に植える樹木の吉凶を題材にして、「口承」の知識と暦書の知識の相関について考察していく。そのなかでも、特に「南に松を植えてはいけない」という習俗を、中心にして論じていく。そこから、民俗における「文字」「書物」の位相について考察していきたい。また、知識論的アプローチにより、「俗信」に囲われてしまった「知識」を、再考していきたい。

## 1. フィールドの概観

山形県置賜地方は、飯豊山、吾妻山など2000メートルを越える山地に囲まれた米沢盆地に位置している。

置賜地方は、飯豊山信仰、出羽三山信仰など、山岳信仰が盛んな地域である。各村には、ワカと呼ばれる盲目の巫女、法印と呼ばれる在地修験がいる。他の宗教者としては、神主、僧侶（曹洞宗・法華宗など）がいる。また、イナリサマと呼ばれる稲荷を祀る晴眼の宗教者、オギョウサマ・ギョウジャサマなどと呼ばれる在家の修行者がいる。彼らは、祈祷、占いなどを生業としている。こうした宗教者たちの中で、ワカと法印は、人々にとって身近な存在である。

### (1) ワカの活動

各ムラには、ワカがいた。現在、飯豊町にはワカはいない。ワカは、非常に身近な存在だった。何かあると、ワカのところに気軽に相談に行った<sup>10)</sup>。

ワカは、物を無くした、風をひいた、病気が治らない、子供の夜泣き、結婚の相談、男女の相性、姓名判断、方位、旅行に行く時の方角などの、各種の日常生活の中の相談にのった。ワカは、クライアントの依頼に対して、祈祷により託宣を得て、それに基づいて答えを出したり、八卦占いで答えを出した。置賜地方のワカは、八卦占いをする点が特徴的である<sup>11)</sup>。八卦占いは、師匠から習うが、中には法印から教えてもらう場合もあった。法印は、ごく基本的な八卦占いを教えた。

こうした具体的な依頼でなく、なにかしら不幸が続いたり、なにもかもうまくいかない時など

の、何が原因なのか、どうすればいいのか、わからない時などの相談にもなった。このような場合、ワカは、何が差し障っているのか、不幸の原因、災因の確定を行った。ワカ自身の祈祷、宗教的行為により、解決可能な場合は、そこで対処される。しかし、ワカ自身の宗教力では解決不可能な場合には、その対処方法について助言する。ほとんどの場合は、法印に加持祈祷を依頼するように助言した。クライアントは、法印の所に行き、ワカに聞いた災因の原因とその対処法を述べ、加持祈祷をしてもらい解決した。

### (2) 法印の活動

法印は、いわゆる在地修験であり、置賜では真言宗醍醐派が多い。農地改革以前は、各祈祷寺院とも、寺社領を所有しており、そこからの収入が主であった。また、それ以外の収入としては、「正五九」と呼ばれる祈祷行事が大きかった。「正五九」とは、正月、五月、九月の年間3回、各祈祷寺院の信者（葬祭寺院の檀家のような家）の家を回り、祈祷を行い、米や現金などを得ていた。この二つが、定期的な収入であった。これ以外には、各種の加持祈祷、家相判断、暦判断、地鎮祭、鎮宅祝い、厄除け、六三除けなどの、様々な宗教的行為により、収入を得ていた。後述するが、家相判断や暦判断の際には、各種の暦本や家相書、そうした書籍を自分でまとめたメモを使用している。また、法印は、随時、様々な相談にのった。人々は、何かあると、法印に相談に行った。

### (3) ワカと法印

一見すると、ワカと法印は同じような、仕事を行っているように見える。しかし、何かあると、まずワカに相談し、何が障りがあるのか、判断してもらおう。そこで、原因が確定されると、ワカに祈祷してもらったり、対処方法を教えてもらう。法印に加持祈祷をお願いするように助言する場合もある。いわば、宗教的な分業が行われている。また、ワカが日常的な問題が起こった際に頼るのに対して、法印は、家を新築、増改築する際などの、家の大きな問題の時に頼るという傾向がある。クライアントも、前者が女性が多いのに対して、後者は男性が多いという傾向も見られる。いずれにせよ、彼らは、何らかの問題が起こったときに、頼られる。

## 2. 置賜地方の民俗調査報告書から

いくつかの置賜地方の民俗調査報告書から、この地域で報告されている、樹木の吉凶について、概観していく。

### [西置賜郡飯豊町]

1971年に刊行された『飯豊山麓中津川の民俗』<sup>12)</sup>は、中津川地区についての報告である。この報告書には、衣食住、俗信、民俗知識にも、樹木の吉凶についての記載はない。

1972年の『置賜の民俗』第5巻は<sup>13)</sup>、飯豊町大平・新沼・高畑地区の報告である。「三. 衣食住」には、樹木の吉凶についての報告はない。しかし、「七民俗知識6. 方位、暦、気象」の項目に、

「南をふさぐな、井戸も南は良くない」

とあり、「南」という方位についての「禁」が記述されている。

[東置賜郡川西町]

隣接した東置賜郡川西町玉庭地区の報告書である『置賜の民俗』第4巻<sup>14)</sup>には、樹木の吉凶についての記載はなく、項目もない。

[南陽市]

飯豊町の南方に位置する南陽市には、二つの民俗調査報告書がある。

南陽市漆山地区の民俗調査報告書である、『置賜の民俗』第7・8巻<sup>15)</sup>には、「9. 住居」の項目の中の「(4) 屋敷」に、樹木の吉凶についての記載が以下の通りある。

「キタエンジュとって家の北側に植えておくと特によいという。嫌われるのが、ネブタ(合歓)で、これは仏の花とされている。また胡桃も屋敷には植えるなどいわれるが、これは根が家の下まで入るからだという。」

そして、巻末の「民俗知識」の項目に、「延寿(北)は魔よけになるから、屋敷にうえる。」「屋敷にクルミは植えぬ。」とある。同じ民俗事象が、「(4) 屋敷」と「民俗知識」の二つの項目に記述されている。

『南陽市史』民俗編<sup>16)</sup>では、第八章「口頭伝承」第四節「民俗知識」の項目のなかで、

「○柿の木は鎮守さまが嫌う。○桐、クルミ、ウツギ、団子の木、サンショウ、朴の木は屋敷内に植えぬ。○桐は南の方に植えると「難を切る」のでよい。○イチョウは俗家では植えぬ。○下がり藤は身代がさがる。○センダンの木は雷よけ。○南松は植えず、南天を植えよ。○槐は鬼門よけになり好まれる、北槐は特によい。○ネブタは仏さまの木なので植えない。……家の南に菊植えぬ。」

とある。ここでは、「南松は植えない」と、「南天を植えよ」とが抱き合わせになって記述されている。それぞれの「禁」の説明はされていない。音韻的には、「ナンマツ」／「ナンテン」という音が、類似しており、韻が踏まれている。そして、対句法表現となっている。ところで、「南松は植えない」と「南天を植えよ」とは、それぞれ別個の知識としてあったのだろうか。それとも、二つで一つの知識なのだろうか。また、調査の場での、「語り」のレベルでの「発話」のなかで、このように音韻を踏んだ形で語られたのだろうか。疑問が残る。また注意したいのは、家の南に菊植えぬ」というものである。

[西置賜郡白鷹町]

飯豊町のほぼ北東に位置する、西置賜郡白鷹町の民俗調査報告書として、『白鷹町史』<sup>17)</sup>がある。

『白鷹町史』下巻には、第八章「民俗」第三節「住居」の項目の中に、

「・家の南側に松や菊は植えるな(ナンをマツ, キク)。……・山椒の木は屋敷に植えるな。」

とある。ここでは、家の南側に松や菊を植えてはいけないという「禁」の説明として、「ナンをマツ, キク」とある。「マツ」「キク」が、カタカナ表記になっているが、なぜ、嫌うかは一読しただけではわからない<sup>18)</sup>。

[米沢市]

置賜盆地の中心地である米沢市には、置賜民俗学会などによる民俗調査報告がいくつか出ている。年代順にみていく。

米沢市築沢地区の民俗調査報告『置賜の民俗』第6巻<sup>19)</sup>では、「四衣食住(三)住居(5)屋敷と樹木」という項目に、屋敷地の樹木の吉凶についての記述がある。

「嫌われる樹としては、胡桃・さんしょ・びわ・藤などがある。藤は下がり藤で身上が下り前になるといい、さんしょはウラサンショ(売らさんしょ)となって、屋敷を売りに出す破目になるという。また、松、菊を家の南側に植えるとナンマツ(難を待つ)、ナンギク(難を聞く)で悪いとし、田の畔に菊を植えるとクロギク(苦労を聞く)でいけないという。この他にも軒場にぶどうを植えると放蕩息子が出るとか言って嫌う家もある。」

この記述では、松とともに菊を南に植えることを嫌うとあり、南に植えることを嫌う樹木として、松と菊が併記されている。その説明として、「難を待つ」「難を聞く」とあり、それぞれ「南」→「難」、「松」→「待つ」、「菊」→「聞く」と漢字表記で説明されている。また、「菊」→「聞く」という同じ語呂合わせから、「クロギク」が併記されている。ただし、これは田の畔のことであり、「(5)屋敷と樹木」という項目とはずれがある。

米沢市塩井地区の民俗を報告している『置賜の民俗』第7・8巻<sup>20)</sup>では、「五衣食住(3)住居(三)付属物その他」という項目に、屋敷地の樹木の吉凶についての記述がある。

「屋敷内に植えておく樹木で、南天は魔除けになると言われ、鬼門にはエンジュを植えるとよいとされている。反対に、寢息を嗅ぎたいと言われるシオジ、涙を流すといわれるダンゴの木、泣きサンショ、根が百間張る胡桃、これきりに通ずる桐、難を待つに通ずる南側の松などは嫌われる。」

この記述では、説明として、「難を待つに通ずる」とあり、それぞれ「南」→「難」、「松」→「待つ」と漢字表記され、説明されている。

米沢市全体の民俗をまとめた、『米沢市史』民俗編<sup>21)</sup>では、第六章「衣食住」第三節「住居」の項目の中に、次のように記述されている。

○槐は魔除けとして植えておくとよい。○「左こぶし、右さいかち」は植えてよい樹。山椒・銀杏・胡桃は屋敷には植えてはいけない。○家の南側に松を植えてはいけない(難を待つ)。○家の南側に菊を植えてはいけない(難を聞く)。桐は屋敷に植えてはいけない(それきり)。合歓は仏の花だから屋敷には植えない。○南天が伸びると家が繁盛する。」

この記述では、「松」と「菊」が並列に表記され、かつ、対句法表現となっている。また、それぞれ、「禁」の説明が、(難を待つ)(難を聞く)と併記されており、一読してわかるようになっている。しかし、これらの二つの知識が同類のものとして分類されているのか、あるいは二つあわせて一つの「知識」となっているのか不明である。

さて、これらの資料を整理すると、植えるのが好まれているのは、南の桐(難を切る)、センダン(雷よけ)、南天(魔除け・家が繁盛)、槐(鬼門・魔除け)、コブシ(左こぶし)、サイカチ(右さいかち)の6種である。反対に、嫌われているのは、合歓(寺社のもの)、胡桃(根が張る)、

柿（氏神が嫌う）、桐（これきりに通ずる）、ウツギ、団子（涙を流す）、山椒（泣きサンショ・売らさんしょに通ずる）、朴、銀杏（寺社のもの）、藤（下がり藤で身上が下り前）、南の松（ナンマツ、難を待つ）、南の菊（ナンギク、難を聞く）、びわ、軒場のぶどう（放蕩息子が出る）、シオジ（寝息を嗅ぐ）の15種である。なかでも、南の松（ナンマツ、難を待つ）を嫌うという事例が、もっとも多い。

樹木の吉凶の理由には、山椒→「泣きサンショ・売らさんしょに通ずる」、南の桐→「難を切るに通ずる」、南の松→「難を待つに通じる」のように、語呂合わせのものが5種ある。嫌われる理由としては、合歓、銀杏のように、寺社に植えられるという理由、藤や胡桃のように、樹木の植物的特徴と、そこから喚起されるイメージから、嫌われているものがある。

ほとんどの樹木は、その樹木が吉であるか凶であるかが、はっきりとしている。ところが、桐には、吉凶二つの評価がある。吉とするのは、「難をきる」に通じるというもの。凶とするのは「これきりに」通ずるというものである。いずれも、「桐」→「切り」という語呂合わせに基づくものであると考えられる。このように、同じ樹木で、同じ語呂合わせでも、吉凶が正反対になる場合もある。また、山椒には、①「泣きサンショ」に通ずる、②「売らさんしょ」に通ずるという二つの説明がある。このように、同じ樹木でも、嫌われる理由が、複数ある場合もある。

### 3. 飯豊町周辺の事例から

次に、西置賜郡飯豊町周辺での調査で得られた事例について、利用している書籍も含めて検討していく<sup>22)</sup>。

〔事例1〕飯豊町黒沢 真言宗醍醐派 密蔵院 S. M（昭和5年生）

暦本：内96AC『陰陽方位便覧』（吉田徳謙 文化11年）<sup>23)</sup>

クルミ、ブクブクノ木（寺社はいい）、カヤノ実はだめ。南天はいい。大工にこれこれは植えたほうがいいといわれたことがある。

〔事例2〕飯豊町小白川 天台宗山門派 宝蔵院 S. I（大正15年生）

暦本：『東方朔極秘伝』<sup>24)</sup>（明治45年）、高島暦、自作のメモ『撰日帳』<sup>25)</sup>

人は聞きかじった吉凶を自分で解釈して、新たに作っていく。例えば、ある人が「ナンマツ」は良くないのか？と聞かれ、法印はナンマツを知らなかったし、暦にも「ナンマツ」はなかった。よくよく聞いていくと、「南に植えてある松は良くない」ということで、それをこの人が勝手に「南（ナン）の松（マツ）は良くない」→「難マツは良くない」とした。このように、誰かが言うのと、みんな気にしていく。

〔事例3〕飯豊町椿 I. T（明治45年生）

南側に大木を植えるのは凶。西、北に大木は植える。銀杏は、根が張っていき、他の庭木、家を持ち上げてしまうから良くない。蓮は神社や仏閣用なので植えない。竹は、隣の家まで根が張り、他の木が枯れてしまうから植えない。団子の木は根が張るので植えない。椿は花がぼろっと落ちるので、縁起が悪いのであまり植えない。柿は、風よけになり、実も食べられるから植える。

松は、たいていの家が植えている。しかし、松の葉は枯れると、茅屋根に刺さってしまって腐り、屋根が長持ちしない。そのため、屋根葺き職人は嫌い、松は植えるなど言う。南の松は、日陰になるので嫌う。因果関係の話は聞いたことがない。ナンギクは聞いたことがない。桐は差し支えない。飯豊は雪が深いため、あまり育たない。南天は大木にならないので植える。南の梅は香りがよく、寿命が長いので植える。

〔事例4〕飯豊町椿 天台宗 仙学寺 E. S

暦本：市販の暦本を三冊ほど参照。

ある人から、「ナンマツ」は良くないのかと相談された。しかし、法印であるE. S氏は、「ナンマツ」を聞いたことがなかったため、暦の本を調べたが、載っていなかった。そこで、その人に詳しく尋ねたところ、「ナンマツ」とは南の松は凶という意味であると言われた。E. S氏は、「ナンマツ」は、暦本にも載っていない、単なる語呂合わせであると考え、「ナンマツを」否定した。

〔事例5〕飯豊町手の子 真言宗醍醐派 歓喜院 N. T (昭和8年生)

暦本：真言宗の暦と市販の暦本

南の方に屋敷よりも高い木を植えることを嫌う

〔事例6〕飯豊町高峰 O. M (大正6年生・大工)

暦本：市販の暦本

ナンマツ：南の松を植えては良くない。

ナンギク：南の菊を良くない。避ける。災因論は聞いたことがない。

檜は良くない。

〔事例7〕飯豊町添川 真言宗醍醐派 常楽院 Y. J (大正15年生)

暦本：不明

「ナンマツ」といって、南に松を植えるのは嫌う。

〔事例8〕東置賜郡高島町竹森 I. T (大正8年生)

ナンマツ：家の南に松を植えるのは良くない。「難」を「待つ」に通ずる。

I. T氏の父は、庭いじりが好きで、趣味で庭にいろいろな樹木を植えたり、池を作っていた。戦前のI家では、家の南に赤松、黒松を植えてあった。また、南側には、池もあった。当時から、ナンスイ、ナンマツは良くないということで、嫌われていた。I. T氏の父は気にせず植えていたが、I. T氏の母と妻は気が引けていた。太平洋戦争中、I. T氏が出征したときは、気が気でなかった。幸い、I. T氏は無事に復員した。しかし、それから、ヒョウシが悪く、父が亡くなったり、身内に不幸が続いた。ある家で不幸が続くと、ムラの人はみんな知っているのだから、あれこれ言う人もおり、気になった。そこで、南側の池を潰し、南の松もすべて切ってしまった。

〔事例9〕東置賜郡高島町北見 青龍寺 天台宗 T. T (昭和16年生)

サンショは良くない。ナンマツ：南の松は良くない。難を待つに通じる。たんなる語呂あわせである。ナンギク：語呂あわせ。知らなかった。

この事例を聞いた際に、法印とその妻は、ナンマツが語呂あわせであることを知っていた。しかし、所用で訪れていた近隣の檀家の女性は、「ナンマツ」といって南の松を嫌うことは知っていたが、それが語呂あわせであることは知らなく、法印の説明を聞いて「ああ、なるほど」と納得した様子であった。

さて、これらの資料から、植えるのが好まれるのは、南天、柿、松、梅の4種である。柿、松、梅は、第2章で概観した報告書にはなかった。柿は吉凶が逆である。反対に嫌われるのは、クルミ、ブクブクノ木、カヤノ実、南の松（ナンマツ）、南の大木、銀杏、蓮、竹、団子、椿、檜、サンショの11種と南の大木である。このうち、ブクブクノ木、蓮、竹、檜の4種が前出の報告書にはなかった。そのうち、特に嫌われると言う答が多かったのは、南に松を植えるのを嫌う（ナンマツ）である。そして、ナンマツは、市販の暦本には記載されていないという。また、松については、吉凶どちらともある。

以上の事例から、①樹木の吉凶に関する知識の量に個人差があること、②同じ知識でも説明が異なること、③同じ知識に対しての見解－肯定／否定－説明が異なること、④暦本の内容から判断されたこと、という四つの傾向をみることができる。

#### 4. 暦本に記載されている樹木の吉凶

法印は、家相や方位、日の吉凶など、さまざまな相談に乗る際に、暦本を参考にしている。前述したように、ナンマツは、暦本に記載されていない、という理由から否定している。

第4章では、暦本に記載されている、樹木の吉凶について検討していく。近世の家相書の中にある樹木の吉凶については、村田あがの研究がある<sup>26)</sup>。村田は、近世の家相書の内容を検討した中で、樹木の吉凶と方位について詳細な検討を加えている。現代の家相書の中にも、樹木の吉凶について記載があるものもある<sup>27)</sup>。本章では、特に『高島暦』を取り上げて、検討していく<sup>28)</sup>。

平成九年版の高島易断本部編纂の『平成九年神宮宝暦』では、「家相学の基礎知識」のなかに、「庭と樹木」という項がある<sup>29)</sup>。このなかで、「ちなみに庭木での『吉木』となるものに、松・柏・柿・栗・銀杏・金柑・瓠・室・楡などがあげられますが、梅・桃・桜・杏・柳などは方位によっては『凶木』となりますから注意が肝要です。」と、まず一般的に吉とされる庭木についての説明がある<sup>30)</sup>。つづいて、各方位の樹木の吉凶について述べられている。第2・3章で扱った資料との比較をするために、かなり長くなるが、引用していく<sup>31)</sup>。

##### [東方位の樹木]

東方位には、躑躅・椿などのような大木にならないものがよく、東に一株の名木があると貴婦人を出し、その家の発展をたすけるといわれています。

なお、柳・桃・桜・杏には悪い暗示がありますから避けることが賢明です。

##### [巽方位の樹木]

巽（辰巳）の方位に大樹が一本ある家は、繁栄・名声を得るとされ、とくに商人には『商売繁盛』の吉相であります。



しかし、方角を間違えて、東方位に大樹一本となりますと、発展阻止となりますから、要注意です。

なお、巽方位に柳・楠・芭蕉・ソテツなどを植える場合は、悪い暗示がありますから、避けるべきでしょう。

#### [南方位の樹木]

南の方位は、東とともに樹木がうっそうと茂って陽気をふさぐのを大凶としますので、絶対に大樹は避けなければなりません。

この方位には、松・椿などがよいでしょう。

#### [坤方位の樹木]

坤（未・申）の方位に大樹があつたり樹木がうっそうと茂るのは大凶ではありますが、桂・枸杞のような薬木であれば、大木にもなりませんし、植えても差し支えないでしょう。

しかし、母屋とあまり接近しないこと、本方位はつとめて清潔にしておく心がけが肝要となります。

#### [西方位の樹木]

西の方位には、松・榆・棗などがよいでしょう。桃や柳は避けなければなりません。

#### [乾の方位の樹木]

乾（戌亥）の方位に大樹があるのは、その家の守護する意味あいとなりますが、家屋と接近する場合には凶となります。

また、乾の大樹は何ごとがあつても切ってはならないと昔から戒められています。

なお、この方位の柳や梅の木は大凶です。

#### [北方位の樹木]

北の方位に大樹のあるのは吉相です。

ただし、赤い花の咲く木には悪い暗示がありますから注意しなければなりません。

なお、この方位から西にかけて、竹を植えることは吉であり、竹はまた冬季の風を防ぎ、夏は涼しい縁蔭をつくってくれるので最適です。

#### [艮方位の樹木]

艮方位に樹木がうっそうと繁茂するのはよくありません。

また、大木になる木も凶でありますから、あまり大きくならない木を、家との距離をへだてて植えるのには差し支えありません。

東北に梅林のある場合は、文学作品に恵まれた人が出る、といわれていますので、鬼門だからといっても、やたら恐れる必要はありません。

こういう方位は、つとめて清潔に、そして冒さざる心構えであれば無難なのであります。」

高島曆における樹木の吉凶の特徴は、第一に方位との関連が強調されている点である。第2・3章で扱った資料にも、方位との関連について言及しているものもあつたが、その多くは単に樹木の吉凶のみを述べているだけである。

第二に、嫌われる説明が、「悪い暗示がありますから」というだけで、具体的に「～だから不幸になる」という説明がない点である。第2・3章の資料では、語呂合わせ的なものが、見受けられたのに対して、それが全くないのである。と言うよりも、同じ「家相学の基礎知識」の中で、「ところで、家相学を否定する人がいたり、家相として不信の学と排斥したりするのは、たとえば桐の木を植えると縁切りになるとか、梔（くちなし）を植えると失業者になるとか、……といったような、語呂合わせ的迷信の者がはばをきかした時代があるからです。」という記述があるように、語呂合わせを迷信として否定しているのである<sup>32)</sup>。

最後に、注意したいのは、南の方位に植える樹木として、松がすすめられている点である。前述してきたように、置賜では、南に植える松を「ナンマツ」と言っ、嫌うという事例が数多くあった。それが、正反対の判断がされているのである。この点については、法印が「ナンマツ」を否定している事例もあり、興味深い問題である。「ナンマツ」自体が、高島暦で否定されている語呂合わせ的なものである。そこで、次章では、「ナンマツ」という「南の松は植えない」という知識について、考察していきたい。

## 5. 「ナンマツ」をめぐる言説

### (1) 知識の正当性—確認・解釈—

第3章の[事例2][事例4]では、「ナンマツ」という知識は、正しいのか、法印に尋ねている。両事例とも、自分が得た知識が、正しい「知識」なのか、その正当性を確認しているわけである。逆に言えば、自分が聞いた「ナンマツ」という「知識」が、正当な「知識」なのか判断がつかなかった、あるいは疑問に感じたからこそ、法印に確認したわけである。

前述したように、日常生活において、何かしら不幸が続く、しかもその原因が不明なときに、法印に相談にのってもらい、あるいは、知らないことを、法印に尋ねるという行動は、日常的な行動の範囲である。したがって、「ナンマツ」について、法印に確認したという行動は、ごく日常的な行動なのである。

したがって、法印は、「知識」の正当性を判断するという立場にあると言える。いわば、「知識」の権威的な存在とも言える。法印は、相談されるさまざまな「知識」に対して、その正当性を判断し、取捨選択しているのである。そこでは、おもに暦書・家相書といった「書承」による知識体系で判断される。

しかし、法印の判断は、常に一定であるわけではない。[事例2][事例4]では、「ナンマツ」は、暦書—「書承」による「知識」から否定されている。それに対して、[事例7]では、肯定されている。現在、この寺院では、暦本は所在不明であり、法印自身も、使用していない。したがって、この法印は、「ナンマツ」という「知識」を「書承」ではなく「口承」により解釈し、肯定していると推定される。また、[事例1]の法印は、『陰陽方位便覧』（吉田徳謙 文化11年）という暦書を所蔵しているものの、現在は、使用していない。聞き書きの中でも、「大工にこれこれは植えたほうがいいといわれたことがある」と述べており、「書承」ではなく「口承」によ

る「知識」として、屋敷地内に植える樹木の吉凶を、捉えているようである。このように、同じ法印という立場においても、参照している知識体系－「書承」／「口承」－、解釈が異なる場合もある。

[事例3]では、「ナンマツ」という言葉は聞かれなかったが、南に松を植えるのは良くないとされている。その理由として、二つあげられている。一つは、日当たりが悪くなるという理由。もう一つは、枯れた松の葉が茅屋根に刺さり、屋根が長持ちしないため、屋根葺き職人が嫌うという理由である。職人が、その専門的技術と知識から、南の松を嫌うと、合理的に説明されている。このように、[事例3]では、ある種の合理性から、南に植える松を嫌うと説明されている。

以上のように、「ナンマツ」、南に松を植えるのを嫌うという知識をめぐる言説が複数ある。

### (2) 知識の拮抗性－肯定／否定－

「家の南側に松を植えるのは良くない」＝「ナンマツ」という伝承は、置賜地域では、広く聞かれる。しかし、調査資料の中には、「ナンマツ」を否定する事例が3例あった。前節では、この知識をめぐる正当性の問題を検証したが、次になぜ肯定されるのか、あるいは否定されるのか検討していく。

まず、肯定派の説明は、ナンマツ（南松）の「ナン」が「難」に通じ、「難を待つ」に通じるから嫌うという、語呂合わせによる説明が多い。また、松が茅屋根に刺さり、茅が腐りやすいので、屋根葺き職人は嫌うという説明もある。しかし、特に「禁」を犯したときの結果、災因論は強調されていない。唯一、[事例8]で、身内に不幸が続いたので、気になったため、南側の池を潰し、南の松もすべて切ってしまった、という事例がある。

一方、否定派である法印は、「ナンマツ」を聞いたことがない、「語呂合わせに過ぎない」という理由から、懐疑的に捉え否定している。また、法印は、自身が所蔵し、利用し、参考にしていく各種の暦書や家相書には載っていない、という理由からも、否定している<sup>30</sup>。言い換えれば、暦書という「書承」にはない「知識」であるから、否定しているのである。「ナンマツ」は語呂合わせという「口承」の知識である。したがって、法印が参照している「知識」とは別のものである。つまり、参照している「知識」が別なものなのである。

このように、「ナンマツ」という「知識」をめぐる言説が複数ある。そこには、「知識」をめぐる葛藤が存在している。

### (3) 知識の創出

[事例2] [事例4] [事例9]では、法印は、「ナンマツ」を否定している。特に[事例2]では、「ナンマツ」のような語呂合わせは、誰かが言うと、みんな気にしていくと述べている。また前述したように、法印は、こうした誤った「知識」を正すのが、法印の仕事の一つであると主張している。このことを、逆に考えてみると、常に、こうした語呂合わせ的な「知識」が生み出されているのである。法印側が、「誤った知識を正す」というのが、仕事の一つであるとするのは、こうした状況を物語っているからである。法印の活動、啓蒙とは別に、常に、こうした「知

識」は生み出されているのである。こうした状況は、先に引用したように、高島暦でも、指摘されている。

「ナンマツ」は、こうして生み出された「知識」の一つである。飯豊町で採取した、「南に松を植えるのを嫌う」という「知識」は、隣接した地域では、別の展開をみせている。隣接した地域の民俗調査報告書の資料を比較すると、「南に松を植えるのを嫌う」という「知識」は共通している。米沢市塩井地区の民俗を報告している『置賜の民俗』第7・8巻<sup>34)</sup>では、「ナンマツ」とは、別の「知識」として、南天は魔除けになるので、植えるとよいとされている。また、『米沢市史』民俗編<sup>35)</sup>でも、「南天」の「知識」は「ナンマツ」とは、別のものとして記述されている。ところが、南陽市では、「南松は植えず、南天を植えよ」と、「南天」という「知識」とが結びつけられている<sup>36)</sup>。さらに、西置賜郡白鷹町<sup>37)</sup>、米沢市築沢地区<sup>38)</sup>、塩井地区<sup>39)</sup>では、「ナンマツ」の「知識」に「家の南側に菊は植えるな」という「知識」とが結びつけられている。

こうした知識は、調査の場の問題、記述の問題からも、検証する必要があるだろう。そうした問題を、とりあえずおいて考えると、これらは「ナンマツ」という「知識」の別バージョンとして、捉えることが可能ではなかろうか。つまり、「ナンマツ」という「知識」と、他の「知識」が結びついたもの、と考えられよう。「家の南側に松を植えてはいけない」（難を待つ）という「知識」に、①「ナン」という音から、「南天」に結びついた「知識」、②（難を待つ）から、「難」→「南」、「菊」→「聞く」に転じた「知識」が、それぞれ「ナンマツ」に結びついたものと推定される。

もちろん、ここで、それぞれの「知識」の前後関係、どちらの知識が「ベース」となったかが、問題とはなる。[事例8]から、「ナンマツ」は戦前から、高島町では、語られていたようである。しかし、重視したいのは、どちらが先か、ベースかという前後関係の問題ではなく、口頭の世界では、「語呂合わせ」により、さまざまな「知識」が生み出され、結びつきあっているという点である。法印の「誰かが言うと、みんな気にしていく」という言葉に象徴されるように、常に「語呂合わせ」的なものが語られ、生み出されている。そして、それがうまい表現、ツボを押さえたものであれば、受け入れられたり、①②のように、別のバージョンが生み出されると考えられる。中には、災因論として機能しているものもある。また、受け入れられなかったり、捨て去られたものもある。次にあげる事例は、樹木の吉凶ではないが、受け入れられずに否定されたものである。

井戸を埋める際の各種の習俗が全国各地で報告されている。置賜地方では、法印に祈祷をしてもらい、井戸神様が息をできるように、竹を埋めるというのが、一般的に聞かれる習俗である。

高島町のある家で、古い井戸を埋めて、新しい井戸を掘ることになった。古い井戸を、どのように処分しようかと考えていた。そこで、近所で何でも知っているという評判で、「物知り博士」と呼ばれている人物に相談した。その人は、井戸を埋める際に、梅の枝を一本と葦を二本取ってきて、それを一緒に埋めると良いと助言した。「梅」（ウメ）が一本、「葦」（ヨシ）が二本で「ウメテヨシヨシ」となり、「埋めて良し良し」に通じるから縁起がよいといわれた。その家では、

助言に従って、井戸を埋めた。ところが、それからしばらくして、身内の病気や怪我、死が続くなど、さまざまな不幸が、短期間に立て続けに起こった。その家の姑は不安がり、嫁にワカに行ってもらって、聞いてみることにした。嫁は米沢市万世地区のワカの所に行った。ワカは祈祷して、ホトケ降ろしを行い、その家の先祖を降ろした。すると、その先祖は激怒していて、「その家から、もう一人殺してやる」という託宣が出た。祈祷が終わり、恐ろしくなった嫁は、ワカに相談した。嫁はワカに思い当たることを、いろいろ話した。その中で、井戸の話をした。そうしたところ、ワカは「井戸を埋める時には、ちゃんと法印様に祈祷してもらって祭りをしてから、井戸を埋めなければならないのに、それをそんないい加減な人の話にしたがって埋めたから、井戸神様が怒っているのだ」と言い、嫁を厳しく叱った。そして、「近所の法印様に頼んで、埋めた井戸をお祓いをしてもらって浄め、井戸神様の怒りをといてから、もう一度、ちゃんとした方法で井戸を埋め直しなさい」とワカは嫁に助言した。嫁はすぐに家に戻り、姑にワカの話を経験報告した。姑はすぐに、法印に相談して、ワカが指導したようにした。そうしたところ、続いていた不幸は治まり、平穏な生活を取り戻すことができた。

この事例は、正当な手続きをしなかった結果、井戸神の祟りにより、不幸が起こったと、語られている。一連の不幸は、井戸神の祟りによるものであり、「ウメテヨシヨシ」が「埋めてよしよし」に通じるという「知識」は、単なる「語呂合わせ」に過ぎないという、人々に認められた宗教者—ワカの解釈が、受け入れられている。前述したように、何らかの不幸の解釈とそれに対する処理は、ワカと法印により行われるというのが、置賜では、一般的に聞かれる。したがって、この解釈と処理は、いわば「正当的」なものである。この事例の場合、正当化されるメカニズムが機能することにより、「ウメテヨシヨシ」という「知識」は、捨て去られたのである<sup>40)</sup>。

ところで、話者は、「ウメテヨシヨシ」を教えた人物を、近所で何でも知っているという評判で、「物知り博士」と呼ばれている人物と言っている。

何らかの状況において、誰かに相談にのってもらったり、助言してもらったりすることは、日常的なことである。だからこそ、この家では、井戸を埋める際に相談したのである。「物知り博士」という言い方から、この人物は、ある種の「知識」に精通した人物だと推定される。民俗調査の中で、土地の民俗に通じた、いわゆる伝承者を紹介されることは、しばしばある。この「物知り博士」が、こうした人物であったかどうかは不明である。

ここで、注意しておきたいのは、次の二つの点である。一つは、「物知り博士」が、「語呂合わせ」で、新たな知識を創り出している点である。二つ目は、「物知り博士」と評されている点である。私自身の調査の経験のなかで、いわゆる伝承者とは別に、家相・暦などに精通した人物を紹介されたことが、しばしばあった。こうした人物の多くは、個人的に勉強して、家相・方位、暦などに、詳しい人物と評されていた。ある種の知識人である。彼らは、書物を通して、家相や暦を独学で学び、研究している。したがって、文字の世界にある、樹木の吉凶、方位の吉凶、日の吉凶などの知識があり、それを独自に解釈している<sup>41)</sup>。置賜でも、こうした人物がおり、依頼があると家相を判断したり、方位などを判断している<sup>42)</sup>。彼らはワカや法印とは別に、在家

で活動しており、ギョウジャサマとかオギョウサマと呼ばれている者もいる<sup>43)</sup>。この「物知り博士」と称されている人物も、こうした知識人の可能性がある。また、こうしたある種の知識人の語呂合わせの思考、その活動状況、位相を、民俗の中に位置づける必要があろう。それは、民俗の中における、知識の在りよう、書物の位相を考察する一つの手がかりとなろう。

#### (4) 声と漢字

〔事例9〕の女性は、「ナンマツ」といって南の松を嫌うのは知っていたが、「難を待つ」に通じるとは知らなかった。おそらく、彼女は「ナンマツ」→「南松」と解釈し漢字変換したが、「難待つ」に通じるというオチは知らなかった。つまり、「ナンマツ」を「難待つ」に漢字変換できなかったからだと考えられる。前述したように、私自身、「ナンマツ」を聞き、それが「ナンマツ」に通じるという説明を聞いたにも関わらず、最初は「難末」と解釈、漢字変換してしまった。しばらくは、勝手にそう解釈し、「ナンマツ」について複数の人から話を聞いていた。それが、誤っていることに気がついたのは、ある時、話の成り行きで、紙に「難待つ」と書いてもらったときである。

「ナンマツ」という知識は、口頭伝承によるものである。したがって、先の紙に書いてもらうような、「文字」による伝承ではない。基本的に口頭で伝承される知識である。しかし、その語呂合わせ、オチは「漢字」に基づいている。したがって、口頭で「ナンマツ」という知識を知っていても、〔事例9〕の女性のように、そのオチを知らないという状況もあり得るのである。また「声」だけでは、私のように、誤って解釈、漢字変換をしてしまうこともある。

こうした声と漢字の関係について、佐藤健二は、「クダンの誕生」の中で、興味深い指摘をしている<sup>44)</sup>。

「〔37〕よく耳にするが、意味がわからない、という状態はありうる。またよく目にするが、なんだかその意味するところがわからない。そのうちに読みだけは、口伝えて聴いて覚え、耳で意味の当たりをつけて、自分でもそのことばを使いはじめ慣れてしまう。しかしあらためて問われると説明できず、うまくいかえられないから、不可解さを感じる。……つまり、語の本来の意味はわからない段階でも、その単語の意味を図として思い描いてしまう。口頭のコミュニケーションと文字言語との触れあいのなかに含まれている異質性は、そうした想像力を活性化させることがある。」

そして、日常生活の中での一例を挙げて、笑いとの位相について指摘している。日常生活の中で、耳にしたことはあるが、それが「文字」「漢字」でどのように表記されるのか知らなかった、オチを知らなかったという経験は、誰にでもあるだろう。佐藤が指摘しているように、そこには「口頭のコミュニケーションと文字言語との触れあいのなかに含まれている異質性」が存在している<sup>45)</sup>。これまで、民俗学が収集してきた俗信などの中には、語呂合わせが多数ある。これらは、口頭伝承として収集されている。しかし、実は「文字」「漢字」を前提としたものであったと言えるだろう。

#### (5) 語呂合わせの思考

松村武雄は、民俗と言語の関係について、重要な問題を指摘している<sup>46)</sup>。「民衆の心を強く支配している要求の一つに、『語源を知らんとする要求』があるが、これが亦自ら意識しないで言語と民俗とを大がかりに相係らしめてゐる。」とし、「民間語源学的活動」に注目する。「民間語源学は、ある語辭が、庶衆の言語知識若しくは言語感情にとって理義が明白でないか又は發生因の不明なところに活躍する。さうした活躍が、普通に成形し産果するものは、説話的形象であり、そして説話的形象が醇乎して醇なる「民俗」に他ならぬことは、固より言ふを俟たぬ。かくして言語は、民間語源的衝動若しくは要求を媒体として、諸多の民俗—民間伝承を發生させる。……(A) 言語解釈の拠所となつてゐるものが、民衆がその当時に抱いてゐたさまざまの實際の習俗・信仰であつたこと。(B) 言語解釈の産果そのものが、従来存在した幾多の民間伝承への、新しい民間伝承の添加であること。」と言語と民俗の関係について論じている。松村は、民間において、語源を知りたいという欲求があること。そして、民間語源説は、言語に対する俗解・誤解により、本来の意味とは、別の民俗が産み出されいるという、重要な指摘をしている。前述してきたように、「語呂合わせ」により、さまざまな民俗が、生み出されてきている。

若尾五雄は『カッパ考』などの論考の中で、民俗の中にある、語呂合わせの思考に注目し、興味深い検討を行っている<sup>47)</sup>。

こうした若尾の研究について、飯島吉晴は、若尾の論考の解題の中で、次のように評価している。「語呂合わせのような言葉遊びは、象徴的な思考において認識論上極めて重要なものである。若尾氏は、民俗自体が語呂合わせ的な思考をしているのであって、自分が好きでこれを使っているわけではないと述べている。ある言葉に同音を媒介として違った意味をもたせ、一般的な思考を破壊して見なれぬ意味世界を開示するという言葉遊びの機能が民俗的思考には見られるというのである。」と評価し、民俗の中にある「語呂合わせ的思考」を、象徴的思考において重要であると指摘している<sup>48)</sup>。

岩本通弥は、「言語と民俗」について論究した中で、前述した松村の示唆を高く評価し、「これは我々も調査において、例えば鬮をキンカと指称する地域では金華山を耳の神様としたり、また羽黒山を齒痛の神とか鉄漿付けの神であるとするなどよく経験するところである。このような単なる語呂あわせなものだけでなく『言語解釈の拠所となっているものが、民衆のその当時に抱いていたさまざまの實際の習俗・信仰の場合』もある。また、松村氏は言語の変化によって逆に民俗の意味が変わってくる場合があることを例をあげて指摘している。」と述べている<sup>49)</sup>。こうした語呂あわせ的な民俗を、我々は調査で経験している。小池淳一は、こうした語呂あわせを「伝承の表現形態」として取り上げている<sup>50)</sup>。

ナンマツは、こうした語呂あわせによる民俗である。また、他の樹木の吉凶にも、同じように語呂あわせ的なものがある。これは、屋敷地内に植えられる樹木、言い換えるならば住居を構成する大きな要素の一つが、語呂あわせによるものであることを意味している。つまり、民俗レベルでの住居観の一端は、語呂あわせの民俗により、構成されていると言える。語呂あわせ的な民俗は、これまでは、単なる語呂あわせとしてしか、扱われてこなかった。しかし、松村や若尾な

どが指摘しているように、こうした思考は、民俗的思考の重要な部分を占めていることに、注意を向ける必要がある。「文字」「漢字」という文化と、「口承」による文化を考える場合、語呂合わせの思考は重要な位置を占めている。

#### (6) 知識をめぐる構造

これまで「ナンマツ」という樹木の吉凶をめぐる、さまざまな事例、解釈について論じてきた。そして、「ナンマツ」という知識は、語呂合わせ的なものであり、「口承」による伝承であることを指摘した。そして、この「口承」による知識に対して、法印は、自身が参照している暦書などの「書承」による知識から、否定していることを明らかにした。言い換えると、「ナンマツ」という伝承を通じて、「口承」の世界と「書承」の世界との、ぶつかり合いをみることができよう。ムラにおける「知識」をめぐる世界には、「口承」の世界と「書承」の世界の二つがあるといえよう。

そうした世界において、法印は、「知識」の正当性を判断する、ムラにおける「知識」の権威的存在であり、二つの世界の橋渡し的存在でもある。「ナンマツ」のような、口頭による知識に対しては、「書承」による知識体系から、否定することもある。また、その一方で、地鎮祭や上棟式などの日取りの吉凶、あるいは家相や方位といった知識を求められた場合には、「書承」による知識体系から、応じている。

また、前述したように、民間にもある種の知識人がいる。彼らは、書物から独学で学び、研究し、独自に解釈をしている。彼らは、「物知り博士」という言い方に象徴されるように、ムラでは知識人として見られている側面がある。彼らの知識、解釈、語呂合わせが受け入れられる場合もある。しかし、法印のような「権威的存在」ではない。したがって、前述したように、何かが起こった時の原因の究明と、その解決のための回路の外側にいる。正当化される回路の外側に位置しているのである。小田亮は「知識配分の不均衡を動力源とするこのような動態において、問題は、知識のハイアルキーの二つの形態の二者択一ではなく、ある《異知》が《全知》とされる正当化のメカニズムそのものである。……知識の不均衡配分は、権威構造を構成する。権威は社会的事実の正当化の根拠となるものだからである。」と指摘している<sup>51)</sup>。このように、知識をめぐる権威構造がみられる。

### おわりに

樹木の吉凶の知識には、①樹木の吉凶に関する知識の量が個人差がある、②同じ知識でも説明が異なる、③同じ知識に対しての評価—肯定／否定—が異なる、ということが言える。一言で言えば、樹木の吉凶の知識の量、質には成層性がみられる。

渡邊欣雄は、民俗的知識の知識論的問題について、『すべてを知っている』とする知識を『全知』と称しうるとすれば、その一部しか知らぬ知識を『部知』、まったく知らないという知識状態を『無知』、そして『全知』にてらして違っているかまちがっている知識を『偽知』と称することができるであろう。このような知識の差が認められるとすれば、民俗的知識は成層性を帯び



ていると称することができる。であるから、全知 $\supset$ 部知 $\supset$ 無知という抱撰関係と、全知 $\leftarrow$ 偽知という《偽知》の可変的状态が確証されてはじめて、《全知》は文化を代表する知識であるということができる。」と述べ、民俗的知識の正当性、拮抗性、伝等性と非伝等性について論じている<sup>52)</sup>。ナンマツをめぐる言説もまた、渡邊の述べる問題をはらんでいる。

沖縄の門中を検討した小田亮は、「門中についての知識は、同じ門中成員の間でも一様ではない。世代や性別、系譜的位置といった社会的範疇によってだけでなく、個人的な経歴によっても知識の内容は異なる。」と述べ、「人々の知識には必然的に偏差があり、内容的にはそれぞれ皆が《異知》である。」と「知識の不均衡配分」<sup>53)</sup>を指摘し、知識の配分の「社会的構造」と知識の正当化の根拠について論じている。樹木の吉凶をめぐる知識にもまた、「知識の不均衡配分」がみられ、法印という知識の正当化の構造がみられた。

樹木の吉凶の理由には、①寺社に植えられるという理由、②樹木の植物的特徴と、そこから喚起されるイメージによるもの、③語呂合わせによるもの、④曆書に掲載されているもの、の4つがある。その中でも、「口承」レベルでは、③の語呂合わせによるものが多く、曆書では、語呂合わせは否定されている。樹木の吉凶の知識は、「口承」によるものと、「文字」によるものの二つの世界がある。

法印は、樹木の吉凶をめぐる知識の評価に、大きな影響力を与えている。彼は知識の権威的存在だからである。その背景には、書物による知識がある。そこは、「口承」の世界と「文字」の世界の接点である。そこでは、曆書という「文字」の世界から、ナンマツは、語呂合わせであると否定されている。

しかし、文字と声のはざまには、「語呂合わせの思考」がある。むしろ、ある種の知識人は、文字・漢字を操るが故に、「語呂合わせの思考」により、文字の世界と声の世界とを、行き来しているともいえる。つまり、語呂合わせは、民俗的知識の思考の重要な部分をしめているのであり、文字文化を受容する際の、典型的な形を表していると考えられる。

箇条書きに記述された俗信の背後には、「口承」と「文字」という二つの世界が見え隠れしている。また、知識人類学において議論されている問題を、数多くはらんでいる<sup>54)</sup>。最後に、民俗学からの俗信研究の課題について、触れておきたい。

日本社会は、文字社会であり、「文字」「書物」が「口頭伝承」に与えた影響は、大きいであろう。こうした民俗における「文字」「書物」の問題を扱うことにより、「口承」の知識と「書承」の知識の差異、知識をめぐる構造、民俗における「語呂合わせ」について考察していくことができるであろう。

より大きく述べるならば、文化の受容と展開を考える際の、大きな鍵となるであろう。そして、それは、文字社会である日本の民俗を、再考する手がかりの一つになると考える。

## 参考文献

飯島 吉晴 1979 「解題・山岳信仰と丹生」『人類文化』創刊号 筑波大学人類文化研究会

- 石川純一郎 1991 「俗信」『講座神道 近代の神道と民俗社会』第3巻 桜楓社
- 井之口章次 1975 『日本の俗信』 弘文堂
- 岩本 通弥 1980 「現代民俗への方法論と的転回」『日本民俗風土論』千葉徳爾編 弘文堂
- 置賜民俗学会編 1971 『置賜の民俗』第4号 置賜民俗学会  
 1972 『置賜の民俗』第5号 置賜民俗学会  
 1974 『置賜の民俗』第6号 置賜民俗学会  
 1976 『置賜の民俗』第7・8号 置賜民俗学会
- 小田 亮 1987 「沖縄の<門中>と知識の不均衡配分」『民族学研究』51-4
- 川島 秀一 1994 「『本読み』の民俗—宮城県気仙沼地方の事例から—」『口承文藝研究』第17号 口承文藝学会
- 小池 淳一 1989 「東方朔覚書」『日本文化研究』1 筑波大学  
 1990 「東方朔追尋—近世陰陽道書の受容過程をめぐって—」『西郊民俗』133 西郊民俗談話会  
 1993 「東方朔溯源—近世陰陽道書の成立に関する一考察—」『文経論叢』第28巻第3号人文学科XⅢ 弘前大学人文学部  
 1994 「生活知識の近世的一形態—『寛永九年版大雑書』の位置—」『文経論叢』第29巻第3号人文学科XⅣ 弘前大学人文学部  
 1995 「三隣亡ノート」『文経論叢』第30巻第3号人文学科篇XⅤ 弘前大学人文学部
- 小池 誠 1990 「知識の社会人類学」『社会人類学年報』Vol.16 弘文堂
- 小島 博巳 1983 「『俗信』覚書—概念の再検討に向けて—」『民俗学評論』第23号 大塚民俗学会
- 桜井徳太郎 1974 『日本のシャーマニズム』上巻 吉川弘文館
- 佐藤 健二 1995 「クダンの誕生」『流言蜚語』 有信堂
- 佐藤 光民 1991 「家づくりと三りんぼう」『庄内民俗』第2号・通巻第30号
- 白鷹町史編纂委員会編 1977 『白鷹町史』下巻
- 真野 俊和 1976 「兆・占・禁・呪—俗信の民俗—」(桜井徳太郎編)『日本民俗学講座 信仰伝承』第3巻 朝倉書店
- 関 一敏 1996 「俗信論序説」『族』27 筑波大学歴史・人類学系民族学研究室
- 高島易断本部編纂 1996 『平成九年神宮宝暦』 神宮館
- 武田 正 1993 『巫女へ行く』 置賜民俗
- 南陽市史編さん委員会編 1987 『南陽市史』民俗編
- 松村 武雄 1948 『言語と民俗』 東海書房
- 宮内 貴久 1993 「家相観から見た民家—土浦市白鳥町の事例から—」『日本民俗学』196 日本民俗学会

- 村田 あが 1989 「家相の文献に見る樹木と方位」『日本建築学会学術講演梗概集F』  
 1990 「家相の文献に見る樹木と方位2」『日本建築学会学術講演梗概集F』
- 山片 三郎 1986 『家相－現代の家相とその考え方－』 学芸出版
- 山形県教育委員会編 1971 『飯豊山麓中津川の民俗』 山形県
- 米沢市史編さん委員会編 1990 『米沢市史』 民俗編
- 若尾 五雄 1989 「カップバ考」『物質民俗学の視点②』 現代創造社
- 渡邊 欣雄 1992 『民俗知識論の課題－沖縄の知識人類学－』 凱風社

### 引用文献

- 1) 宮内1993：50-88頁
- 2) 井之口1975
- 3) 真野1976：243-261頁
- 4) 小島1983：38-52頁
- 5) 石川1991：212-231頁
- 6) 関1996：30-49頁
- 7) 『東方朔』に関しては、小池淳一1989：37-55頁，1990：1-8頁，1993：41-69頁。また、『大雑書』に関する論考としては、1994：65-93頁，がある。
- 8) 小池1994：65頁
- 9) 川島1994：78-91頁
- 10) 置賜のワカについては、武田の論考も参照した [武田1992：239-248頁]。
- 11) 桜井1974：541-576頁
- 12) 山形県教育委員会編1971
- 13) 置賜民俗学会編1972：77頁
- 14) 置賜民俗学会編1971
- 15) 置賜民俗学会編1971
- 16) 南陽市史編さん委員会編1987：681頁
- 17) 白鷹町史編纂委員会編1977：1650頁
- 18) それぞれ、「難」「待つ」「聞く」に通じる。しかし、私自身が、初めて「ナンマツ」という言葉を聞いたときに、「ナン」＝「難」とは理解できたが、「マツ」＝「末」と理解してしまい、「マツ」＝「待つ」に通じていることに気がつかなかった。『白鷹町史』において、なぜ、カタカナ表記のみで、漢字表記がされなかったかはわからない。しかし、記述の問題も含め、「語呂合わせ」という口頭の民俗と、漢字表記との関係は興味深い。この記述は、読者の問題、すなわち『白鷹町史』の読者として想定される人々によって、一読しただけで、それぞれのカタカナ表記が、漢字変換されることを前提としているのであろうと推定される。
- 19) 置賜民俗学会編1974：58頁

- 20) 置賜民俗学会編 1976：40 頁
- 21) 米沢市史編さん委員会編 1990：631-632 頁
- 22) 置賜での調査は、1990 年夏から置賜民俗学会の民俗調査への参加、あるいは個人的な調査を断続的に行っている。本節で扱う資料は、1995 年夏から 1996 年夏に行った調査で得られた資料である。
- 23) 『陰陽方位便覧』：三巻三冊。森重勝纂輔・吉田徳謙閲。文化 10 序，文化 11 年刊。
- 24) 『東方朔極秘伝』明治 45 年出版。宝倉院所蔵の『東方朔極秘伝』に、樹木の吉凶についての記載があったかは未調査である。
- 25) 『撰日帳』は、法印の S. I 氏が、普段使用するために、毎年、作っているメモである。『東方朔極秘伝』と『高島暦』を参照して作成している。ちいさな鞆に方位を見るための磁石、かんたんな家相を見るためのメモ、とともに入れられている。『撰日帳』には、樹木の吉凶についての記載はなかった。
- 26) 村田 1989, 1990
- 27) 例えば、山片三郎は、樹木を陽木と陰木の二つに分類し、つづいて方位との関係について論じている [山片 1986：115-118 頁]。
- 28) 高島暦を扱う理由として、飯豊町をはじめとする筆者の調査の中で、ほとんどの家で使用されているからである。調査の際に、家相や方位、日の吉凶などについて尋ねていると、高島暦を出され、これに書いていると言われたという経験も何度となくある。そのため、本稿では、高島暦を暦書の代表的なものとして、扱っていく。
- 29) 高島易断本部編纂 1996：216-218 頁
- 30) 山片の家相書にも陽木・陰木があるように、樹木を陽／陰と分類するのは、家相書や陰陽道書のなかでは、よくみられる [山片三郎 1986：217 頁]。
- 31) 高島易断本部編纂 1996：217-218 頁
- 32) 高島易断本部編纂 1996：213 頁
- 33) 高島易断本部編纂 1996：213 頁
- 34) 置賜民俗学会編 1976：40 頁
- 35) 米沢市史編さん委員会編 1990：631 頁
- 36) 南陽市史編さん委員会編 1987：681 頁
- 37) 白鷹町史編纂委員会編 1977：1650 頁
- 38) 置賜民俗学会編 1974：58 頁
- 39) 置賜民俗学会編 1976：40 頁
- 40) その後の調査で、「ウメテヨシヨシ」を①昔から、そういうしきたりであるという法印（川西町小松）、②最近、やりはじめたしきたりであるという法印（川西町玉庭）の事例を得た。この知識が流布し始めたようである。
- 41) 家相説自体に、複数の解釈が可能部分がある。例えば、ある方位が火が凶となっていたと

する。それを火が凶だから建物はすべて駄目であると解釈する人もいれば、水場や井戸など水回り関係は、水が火を押さえるから建てても良いと会社する人もいる。

佐藤光民によると、山形県庄内地方を中心にして、いわゆる「三隣亡の日」とは別に、「隠れ三隣亡」、「三隣亡の年」という知識が広まっている。佐藤によれば、これらは、暦には掲載されておらず、「三隣亡の年」は明治期に修験か大工が言い出したもの、「隠れ三隣亡」は昭和になってからの新しい発生と考察している。「隠れ三隣亡」は元校長で後に八卦、運勢をみることで繁盛した人がおり、その人から佐藤氏の知人は教えてもらったそうである[佐藤光民1991:41-46頁]。この「隠れ三隣亡」、「三隣亡の年」という知識は、まさに暦とは別に、独自に解釈発生したものと捉えることができる。

ちなみに、わたしの調査の範囲では、置賜では、「三隣亡の年」という知識は、法印や大工などの中に知っているものが、数名いた。「三隣亡」の日を嫌うというのは、置賜でも一般的に聞かれるが、「三隣亡の年」という知識は、まだ一般まで知られてはいないようである。また、「三隣亡」は、もともとは「三輪宝」と書き、語呂合わせで、「三隣亡」となったという知識を持っている法印もいた。

- 42) 独自に家相や方位を勉強して、副業として活動している者もいれば、個人的な興味から勉強している者もいる。また、こうした人物が家相図を描いたという事例も複数ある。
- 43) 置賜のギョウジャサマ、オギョウサマについては、拙稿「ある家相見の生涯とその活動ー山形県置賜地方の事例からー」『建築雑誌』Vol.113 No.1417. 日本建築学会を参照されたし。
- 44) 佐藤健二 1995
- 45) 佐藤健二 1995:196-197 頁
- 46) 松村:69-75 頁
- 47) 若尾 1989:3-79 頁
- 48) 飯島 1979:76 頁
- 49) 岩本 1980:65-86 頁
- 50) 小池淳一 1995:21 頁
- 51) 小田 1987:368 頁
- 52) 渡邊 1992:20 頁
- 53) 小田 1987:368 頁
- 54) 知識人類学の動向については、小池誠の論考を参照した [小池誠1990]。